

令和 年 月 日

道路使用 同意書

受付番号 : 下通

下通繁栄会

会長 櫻井 貴浩

下通アーケード内での道路使用について、下記条件を厳守するものとして同意致します。

1 申請者（会社・店舗名、代表者名 印） \_\_\_\_\_ (印)

現場責任者氏名 印 \_\_\_\_\_ (印)

※ 緊急連絡手段：携帯電話番号： \_\_\_\_\_

2 使用目的 : \_\_\_\_\_

人員数 : \_\_\_\_\_ 名（必要最小限とします。）

3 使用日時 : \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 月 日、原則1週間です。

利用時間 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 ~ 午後・午前 \_\_\_\_\_ 時の間

4 使用場所 : \_\_\_\_\_ 道路の中央（店舗前禁止） ⇒

◆ 区間 ⇒ (新天街エリア) (二番街エリア) (三番街エリア) (四番街エリア)  
A B A B C A B A B

#### 5 条件

- (1) 市、警察、消防、保健所等関係当局からの許可条件を厳守すること。
- (2) 各商店街からの要望事項については、直ちに改善すること。
- (3) 道交法に基づく規制事項の厳守、迷惑防止条例に関する迷惑行為の禁止、風営法に抵触する行為の禁止。等
- (4) 熊本市客引き行為等の禁止に関する条例に抵触する行為の禁止

.....安全性を欠く行為、迷惑となる行為 ⇒ 絶対禁止.....

- ◆ 通行人の前に立ちふさがり又は、付きまとうなどの行為をしないこと。
- ◆ キャッチセールス又は、キャッチセールスと思われる行為はしないこと。
- ◆ 歩行者の安全を阻害するような行為をしないこと。
- ◆ 配布物はカゴに入れ、店の前に置かず手に持って配布すること。
- ◆ 拡声器やスピーカーの使用を禁止する。
- ◆ 飲食店等は、営業許可証（保健所・警察）のコピーを提出すること。

※ 条件を厳守しない場合、迷惑行為が判明した場合には、以後同意できません。

※ 本同意書は、すべての書類を必ず携行し求められた時は呈示して下さい。

令和 年 月 日

道路使用同意書（イベント用）

下通繁栄会

会長 櫻井 貴浩

道路使用申請（企画書等計画）について、その趣旨に賛同し、下記の条件をもって同意致します。

記

1 申請者（会社名等）： \_\_\_\_\_ ①  
現場責任者氏名 \_\_\_\_\_

※ 緊急時の連絡手段として、携帯電話番号： \_\_\_\_\_

2 使用目的： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

人員数： \_\_\_\_\_ 名

3 使用日時： \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 月 日  
\_\_\_\_\_ 時 分 から \_\_\_\_\_ 時 分

4 使用場所： \_\_\_\_\_  
(区間)

5 条件

- (1) 関係当局からの許可条件を厳守すること。
- (2) 商店街からの要望事項については、協議の上善処すること。
- (3) 使用中は、通行人を妨げないように交通整理を行なうと共に、安全管理に万全を期すこと。
- (4) 使用期間（時間）終了後は、直ちに現状に復帰すること。  
但し、車両の乗入れは、警察の許可条件に基づくものとする。
- (5) 原則として、拡声器（マイク）・音楽等の使用は禁止すると共に、近隣に迷惑を及ぼすような騒音は慎むこと。
- (6) 署名活動にあっては、通行人にしつこく迫らないこと。

※ 以上の条件を厳守しない場合には、今後同意できず、同意書の発行をしない場合があります。

※ 本同意書は、必ず携行し求められた時は呈示して下さい。

令和 年 月 日

道路使用同意書（工事用）

下通繁栄会

会長 櫻井 貴浩

道路使用申請（工事計画等）について、その趣旨に賛同し、下記の条件をもって同意致します。

記

1 申請者（会社名等）： \_\_\_\_\_  
現場責任者氏名 \_\_\_\_\_

※ 緊急時の連絡手段として、携帯電話番号： \_\_\_\_\_

2 工事目的： \_\_\_\_\_

※ 人員・車両数： \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_ 両（車両使用許可申請が必要です）

3 使用日時： 令和 年 月 日 から 月 日  
時 分 から 時 分

4 工事使用場所： \_\_\_\_\_  
（区間）

5 条件

- （1）関係当局からの許可条件を厳守すること。
- （2）商店街からの要望事項については、協議の上善処すること。
- （3）使用中は、通行人を妨げないように交通整理を行なうと共に、安全管理に万全を期すこと。
- （4）工事使用期間（時間）終了後は、直ちに現状に復帰すること。  
但し、車両の乗入れは、警察の許可条件に基づくものとする。
- （5）アーケード天井・柱・舗道等を損傷・破損したりしないこと。  
損傷等が認められる場合には、修理（弁償）すること。  
また、近隣に迷惑を及ぼすような騒音は対策を講じること。

※ 以上の条件を厳守しない場合には、今後同意できず、同意書の発行をしない場合があります。

※ 本同意書は、必ず携行し求められた時は呈示して下さい。

令和 年 月 日

道路使用同意書（看板用）

下通繁栄会

会長 櫻井 貴浩

道路使用申請（看板等掲示）について、その趣旨に賛同し、下記の条件をもって同意致します。

記

1 申請者（会社名等）： \_\_\_\_\_  
現場責任者氏名 \_\_\_\_\_

※ 緊急時の連絡手段として、携帯電話番号： \_\_\_\_\_

2 工事目的： \_\_\_\_\_

※ 人員・車両数： \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_ 両（車両使用許可申請が必要です）

3 使用日時： 令和 年 月 日 から 年 月 日  
時 分 から 時 分

4 工事使用場所： \_\_\_\_\_  
（区間）

5 条件

- （1）関係当局からの許可条件を厳守すること。
- （2）熊本市・消防・警察等への申請・届出を必ず行なうこと。
- （3）商店街からの要望事項については、協議の上善処すること。
- （4）看板の仕様・規格・重量等は、事前調整を済ませて、行政が定める基準等の法的な制約を厳守すること。
- （5）看板掲示使用期間終了後は、直ちに現状に復帰すること。  
但し、車両の乗入れは、警察の許可条件に基づくものとする。
- （6）アーケード天井・柱・舗道等を損傷・破損したりしないこと。  
損傷等が認められる場合には、修理（弁償）すること。

※ 以上の条件を厳守しない場合には、今後同意できず、同意書の発行をしない場合があります。

※ 本同意書は、必ず携行し求められた時は呈示して下さい。